

岩手県告示第878号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成29年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年11月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社佐藤重機
 - イ 主たる営業所の所在地 和賀郡西和賀町沢内字若畑19地割20番地
 - ウ 代表者の氏名 佐藤昭彦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第4649号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年11月10日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年11月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 サカイ工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市山目字館67番地21
 - ウ 代表者の氏名 千葉洋平
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第6002号
 - (3) 処分の内容 さく井工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年11月8日付けでさく井工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年11月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 長橋工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市長橋町16番8号
 - ウ 代表者の氏名 佐々木徳栄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第5911号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年11月1日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年11月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社小成良治商店
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市栄町1番23号
 - ウ 代表者の氏名 小成展弘
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第7672号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年11月14日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成29年11月28日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社オイカワ設備企画
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市板屋三丁目2番6号
 - ウ 代表者の氏名 及川敬子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第8547号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年11月27日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成29年12月1日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 猪狩大工舎業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下米内字馬場野7番地3
 - ウ 代表者の氏名 猪狩義司郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第20661号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年11月29日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成29年11月28日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社光建
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市附馬牛町下附馬牛4地割43番地
 - ウ 代表者の氏名 佐藤和子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第40173号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年11月22日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成29年11月17日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社エテルナ
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市松原町三丁目6番3号
 - ウ 代表者の氏名 檜山幸子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第110056号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年11月17日付けで土木工事業、とび・土工工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。